

事業の概要及び効果

国道3号植木バイパスは、熊本市北部地域の交通混雑緩和を目的として計画された熊本市北区植木町亀甲から同市北区四方寄町に至る延長9.3kmの道路であり、うち熊本市北区植木町鞍掛から同市北区四方寄町間の延長5.6kmを先行して事業を行っています。

これまで、熊本市北区植木町の2工区（2.3km）を暫定2車線で開通しました。

今後は、熊本市北区植木町から同市北区四方寄町までの3工区（3.3km）の早期開通に向けて事業を推進します。

熊本市北部地域の現国道3号では、主要渋滞箇所が存在し慢性的な速度低下や交通渋滞が原因と想定される追突事故が多く発生しています。

植木バイパスが整備されると現道の交通がバイパスへ転換することになり、現国道3号の交通混雑が緩和され、走行速度の向上など円滑な交通の確保及び沿道環境の改善などが期待されます。また、現国道3号が地域のための道路としてさらに利用しやすくなり、地域の活性化に大きく寄与します。



▲現国道3号の渋滞状況

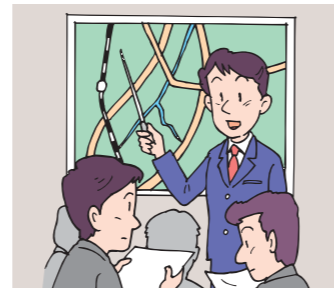
事業の経緯

平成11年度	事業化(2・3工区)
平成11年 5月	都市計画決定(1~3工区)
平成13年度	用地買収着手
平成19年度	工事着手
平成23年 4月	暫定開通(2/4)L=2,300m
平成25年 1月	都市計画変更(3工区)

MEMO

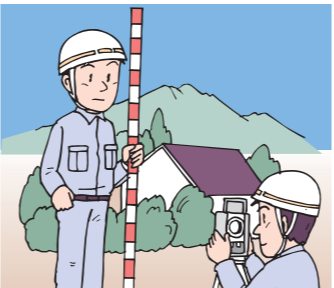
バイパスができるまで

1 事業の概略説明



概略の図面で計画した基本設計で地元の関係者の方々に説明します。

2 測量・地質調査



関係者の了解を得て、現地の測量及び地質等を調査して、現地の状況を把握します。

3 道路実施設計



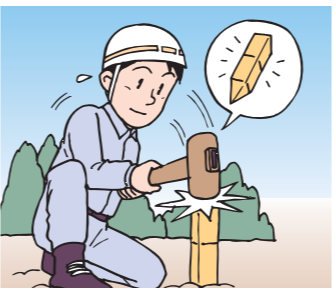
現地調査の結果に基づき、詳しい道路の設計を行います。

4 設計説明・協議



出来上がった設計図を基に、地元関係者の方と道路の高さ、取付道路等の内容について協議します。

5 用地幅杭設置



設計協議の了解を頂ければ、現地に道路用地として必要な幅を明示する用地幅杭を設置します。

6 用地調査(用地測量と物件調査)



用地幅杭を設置したあと関係者と立会のうえ境界を確認し、一筆毎の用地測量や建物等物件の調査をします。

7 用地説明・協議



関係者と用地買収、家屋移転等について協議します。

8 用地買収(調印と登記手続)



地権者の皆様と協議の了解が得られたら契約調印のうえ、登記手続と補償金の支払いをします。

9 工事説明



工事に御迷惑をおかけしないように工事の進め方、工事時の交通処理等について説明します。

10 工事



工事中でも乗入口等について調整します。

11 道路の開通



…以上です。



国道3号 植木バイパス



UEKI BP



国土交通省

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所

〒861-8029 熊本市東区西原1丁目12-1
TEL.096-382-1111 FAX.096-382-8412
ホームページアドレス <http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto>
E-mail アドレス kumamoto@qsr.mlit.go.jp

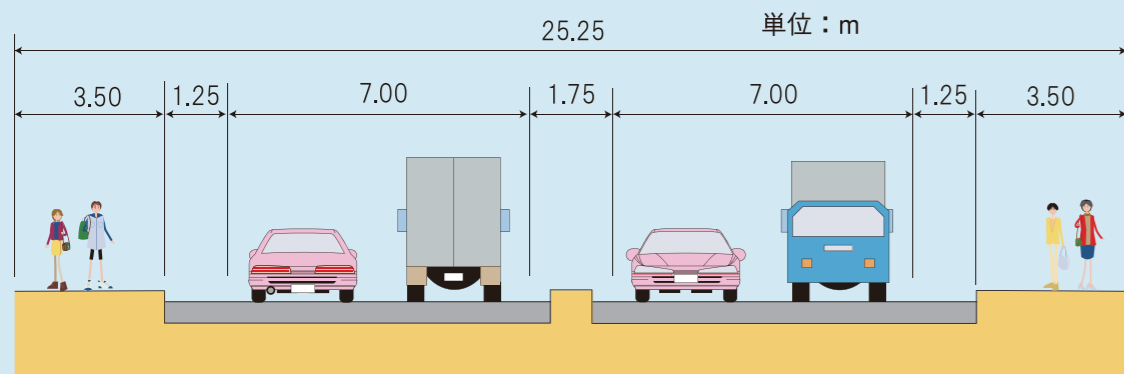


▲ 2工区 開通区間(熊本市北区植木町平野)

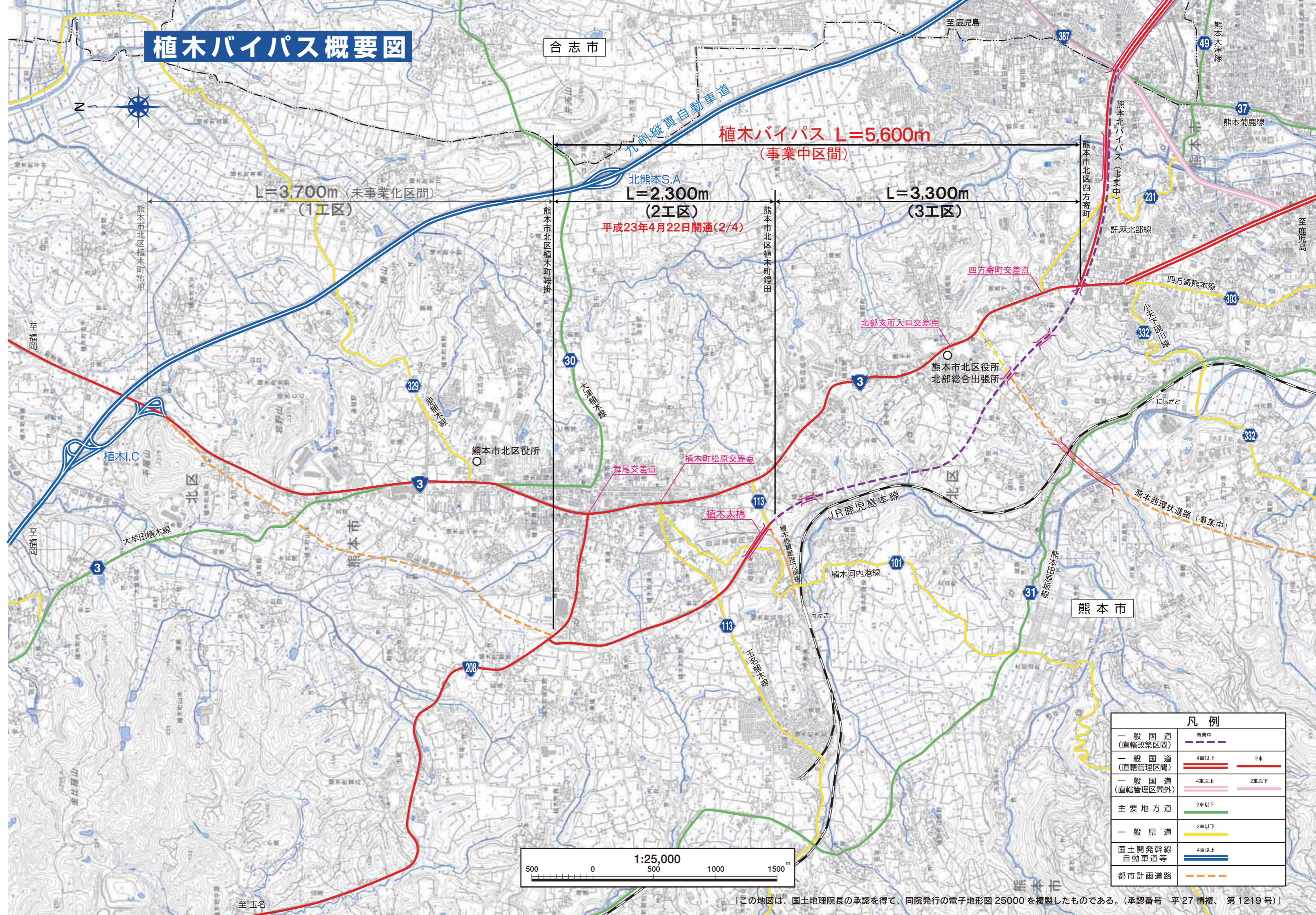
計画諸元

路線名	国道3号 植木バイパス
事業化区間	自 熊本市北区植木町鞍掛 至 熊本市北区四方寄町
事業化延長	5,600m
構造規格	第3種第1級
設計速度	80km/h
車線数	4車線
幅員構成	25.25m(3.5-1.25-7.0-1.75-7.0-1.25-3.5)

標準断面図



植木バイパス概要図



一般国道 (直轄改築区間)	事業中
一般国道 (直轄管理区間)	4車以上 2車
一般国道 (直轄管理区間外)	4車以上 2車以下
主要地方道	2車以下
一般県道	2車以下
国土開発幹線自動車道等	4車以上
都市計画道路	---

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1219 号)】